

令和7年 冬のT O K Y O交通安全キャンペーン

期 間

12月1日（月）～12月7日（日）

スローガン

世界一の交通安全都市T O K Y Oを目指して

目 的

年末に多発傾向にある重大交通事故を抑止することを目的として、交通ルールやマナーの遵守をよびかけます。
一人ひとりが交通ルールを守り、交通事故の加害者にも被害者にもならないようにしましょう。

主 な 重 点

1. 高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
 2. 夕暮れ時と夜間の交通事故防止
 3. 二輪車の交通事故防止
 4. 自転車と特定小型原動機付自転車利用時の交通ルールの理解・遵守の徹底
 5. 飲酒運転の根絶
 6. 違法駐車対策の推進
- ※詳しくは別紙リーフレットをご覧ください

◆自転車の交通違反に対する交通反則通告制度の開始

令和8年4月1日より、自転車の一定の交通違反に交通反則通告制度（**青切符**による交通違反の取締り）が導入されます。

自転車の交通違反の検挙件数は近年急激に増加しています。また、北区では、令和6年の交通事故（532件）の半分以上に自転車が関与しています。

青切符の導入についての詳細は、下記 QR コードよりご確認くださいので、今一度自転車の走行ルールを見直し、安全な運転と交通事故の防止に努めていきましょう！



（警察庁 HP）



〒114-8508 東京都北区王子本町 1-15-22
北区土木部交通事業担当課
電話：03-3908-9216 FAX：03-3908-8336
令和7年11月発行 刊行物登録番号 7-2-105